

建設緑政局高低差処理補償審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 建設緑政局が施行する事業に関して、当該事業地と隣接地とに高低差が生じ補償を要する場合に補償内容の審査を行うため、建設緑政局高低差処理補償審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、工事の内容や関係地権者の要望等を確認し、当該事案の補償内容について審査・承認を行う。

2 補償金額が250万円以下については、この要領によらず当該事業所管課、工事所管課及び用地所管課にて協議し決定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織する。

2 委員長は、建設緑政局長がその任を負うものとし、会務を総理する。

3 副委員長は、総務部長がその任を負うものとし、委員長がその任を遂行できない場合は、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 道路管理部長

(2) 道路河川整備部長

(幹事会)

第4条 委員会は、円滑な審査を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事により組織する。

3 幹事長は、副委員長がその任を負うものとし、会務を総理する。

4 副幹事長は、技術監理課長がその任を負うものとし、委員長がその任を遂行できない場合は、その職務を代理する。

5 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 用地調整課長

(2) 道路整備課長

(3) 道路施設課長

(4) 河川課長

(5) 公共用地課長

6 幹事会は、委員会に付議する事案についてあらかじめ幹事会を開催して意見を確認し、その結果を建設緑政局高低差処理補償審査意見書（以下、「意見書」という。）（第1号様式）により委員会に報告する。

7 付議された事案のうち幹事会で審議、決定したものについては、建設緑政局高低差

処理補償審査委員会議事録（以下、「委員会議事録」という。）（第2号様式）により委員会へ報告するものとする。

（作業部会）

第5条 幹事会は、円滑な審査を図るため、作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、幹事会を構成する組織及び工事所管課の担当職員により構成する。
- 3 作業部会には部会長を置き、企画課計画調整担当課長がその任を負うものとし、会務を総理する。また、部会長がその任を遂行できない場合は、その職務を企画課計画調整担当係長が代理する。
- 4 作業部会で協議したい事案のある工事所管課は、高低差処理補償内容協議依頼書（第3号様式）及び次の各号に掲げる資料を幹事会へ提出するものとする。
 - (1) 現地状況資料（道水路台帳図、公図、登記簿謄本の写しを含む）
 - (2) 事業地と隣接地等の高低差資料
 - (3) 現地の状況写真
 - (4) その他協議に必要と認められる資料
- 5 作業部会は、協議を依頼された事案について、その補償の種別や規模、範囲など具体的な補償内容を検討し、確定する。
- 6 作業部会で協議した結果は、事業所管課が建設緑政局高低差処理補償作業部会議事録（以下、「作業部会議事録」という。）（第4号様式）を作成し、幹事会の決裁を受けるものとする。

（付議）

第6条 委員会に付議したい事案のある工事所管課は、付議事案調書（第5号様式）及び次の各号に掲げる資料を委員会へ提出するものとする。

- (1) 高低差処理方法の要望書（道路等の事業に伴う高低差処理に関する要綱：第1号様式）
 - (2) 交渉経過議事録
 - (3) 当該補償範囲を表す設計図面等
 - (4) 補償金額算定書（設計積算書）
 - (5) 現地の状況写真
 - (6) 作業部会議事録
 - (7) その他審査に必要と認められる資料
- 2 付議された事案は、次により審査を行うものとする。
 - (1) 委員会が審査する事案
補償金額が5000万円以上の事案、補償金額5000万円未満のうち委員長が必要と認めた事案
 - (2) 幹事会が審査する事案
委員会が審査する事案のほかすべて

3 当該事案に関する工事所管課は、委員会又は幹事会に出席し第1項の資料について説明するものとし、事業所管課及び用地所管課は補足説明や委員会議事録（第2号様式）を作成するために必要に応じて出席するものとする。

（審査結果）

第7条 委員会又は幹事会終了後、事業所管課は委員会議事録を作成し、委員会の場合は委員会の決裁を、幹事会の場合は委員会及び幹事会の決裁をそれぞれ受けた後、その写しを事務局へ提出するものとする。

2 委員会議事録提出後、委員長は審査結果について第6号様式により工事所管課に通知するものとする。

（事務局）

第8条 事務局は、総務部企画課計画調整担当とし、委員会、幹事会、作業部会の運営を行い、審議資料、議事録の写し等の保管を行うものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。